会津若松市奨学資金給与制度の見直しについて

会津若松市教育委員会 教育総務課

1 趣旨(背景)

市はこれまで、住民税の所得割非課税世帯の高校生の方を対象に、高校在学にかかる 費用として、年額5万円の奨学資金を給与してきました。しかしながら、近年、各都道 府県による市と同種の給付金が創設されたことにより、併給のできない本市奨学金制度 の利用者が減少している状況にあります。

このようなことから、現在の給与奨学金制度の内容を見直し、より利用しやすい制度とするものです。

2 新制度(案)の概要

内容: 高校へ入学した1年生と大学等へ進学する3年生に対し、それぞれ入学

枠、進学枠として、返還不要の奨学金を給与します。

給与額 : 5万円

募集対象 : 保護者が市内に住所を有する、高校入学予定の中学3年生(新高校1年

生)及び大学・専門学校等に進学予定の高校3年生。

所得の基準: 県が実施している貸与奨学金の基準に準拠します。

その他:目的の異なる給与型奨学金や、同じ目的の貸与奨学金と併給できること

とします。

※ その他詳細や現在の制度との比較は、別紙「奨学資金給与制度新旧対照表」をご覧ください。

3 実施時期

令和2年度から実施します。